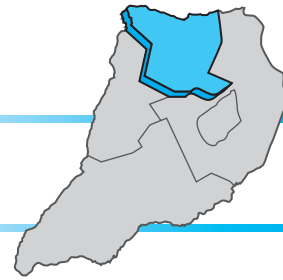


### 5 西の里地区



#### 5-1. 西の里地区の特性（現況と課題）

##### ■ 西の里公民館周辺の既存住宅地の市街地整備

西の里地区は、明治28年（1895年）頃からの入植により、集落が形成されていましたが、昭和45年からの西の里団地の造成を契機に計画的な住宅地が形成されてきました。近年も土地区画整理事業による新しい住宅地が形成されるなど、人口が増加しつつあります。一方、国道274号を挟んだ南側の既存住宅地は、都市基盤施設の整備が遅れていることから、早期に市街化区域に編入し、計画的な市街地整備を進める必要があります。

##### ■ 貴重な野幌原始林などの自然環境と調和した住環境の形成

地区の南側には、江別市側から連なる天然記念物である野幌原始林を含む国有林が広がるなど、豊かな自然にかこまれた地区となっています。また、市街地内においては、西の里公園や虹ヶ丘公園など緑豊かな公園が整備されています。住宅地においても、木々を育て、花を増やすなど、自然環境と調和できる住環境の形成を進める必要があります。

##### ■ 西の里公民館周辺の地区中心地の充実

西の里地区は、公共公益施設や商業施設の集積が弱いことから、地区の明確な中心地がないのが現状です。このため、西の里出張所や西の里公民館などの公共公益施設、国道274号沿いの商業・業務施設、福祉施設などを核としながら、生活の利便性を高める各種施設の充実、集積を図るなど、暮らしやすさを高める地区の中心地を充実する必要があります。

##### ■ 区内を便利に移動できる歩行者・自転車の快適性や公共交通の利便性の向上

西の里小学校や西の里中学校は市街地の外側にあり、また、JR上野幌駅は隣接する札幌市内にあることから、通勤・通学時には比較的長い距離の移動が必要となっています。自家用車以外でも便利で楽しく移動ができる地区を形成するため、歩行者や自転車の快適性と安全性を高め、公共交通の利便性を高める必要があります。

## 5-2. 地区づくりの目標

### (1) 地区の将来像

西の里地区は、自然環境と調和できる土地利用の推進、生活利便施設の適正な配置、安全で便利

な道路ネットワークの形成などがテーマとなります。そこで西の里地区の将来像を以下のようにします。

#### 地区の将来像

豊かな緑に囲まれた快適な住宅地、安全で便利な道路、生活拠点の形成など暮らしやすさを追求し、ゆとりある生活文化が感じられる地区

### (2) 地区づくりの目標

#### ■ 西の里公民館周辺にコミュニティの中心となる生活拠点を形成します

西の里公民館を中心とした地区に商業施設、医療施設や福祉施設、公園など暮らしやすさを高める各種施設を集積し、地区住民のコミュニティの中心となる生活拠点の形成を図ります。

#### ■ 豊かな緑と調和できる住宅地を形成します

成熟した住宅地のリニューアル、新しい住宅地の木や花による緑化、西の里公民館周辺の既存住宅地における住環境の向上、統一感のある街並み

などについて、地区住民が主体となってきめ細かなまちづくりルールを定め、豊かな緑と調和できる新旧の住宅地の形成を図ります。

#### ■ 徒歩や自転車で楽しく移動できる道路ネットワークを形成します

西の里小学校や中学校への通学、商店街での買い物、公園やJR上野幌駅の利用など、日常的な地区内の移動が便利に楽しく行われるように良好な歩行者・自転車道路のネットワークの形成を図ります。

## 5-3. 地区づくりの基本方針

### (1) 土地利用の基本方針

#### ① 住宅地

- 戸建住宅や集合住宅、また、商業施設、飲食施設などが立地する一般住宅地は、住環境、商業環境が相互に調和した生活利便性の高い住宅地の形成を図ります。
- 戸建住宅を中心とした専用住宅地は、地区住民が中心となってまちづくりのルールを定め、緑が豊かで住民の生活文化が感じられる住宅地の形成を図ります。
- 西の里公民館周辺の既存の住宅や福祉施設が集積している西の里地区（旧43条区域）については、市街化区域への編入を検討し、道路や公園、下水道などの基盤の整備や公営住宅の集約により、良好な住宅地環境の形成を図

ります。

#### ② 商業・業務地

- 国道274号沿道の地域商業地は、高齢社会に対応し、住宅の身近なところで日常生活に必要なものが入手できるように、安全で快適な歩行者空間の確保など商業環境の整備を図りながら、文化施設などと合わせて人や情報が集まる地区のコミュニティの中心地の形成を図ります。
- JR上野幌駅周辺は、自然環境との調和や利用者の利便性などに配慮し、関係機関と協力しながら、駅機能を活かした商業・業務施設などの立地誘導について検討します。
- 幹線道路である厚別東通の沿道において、街

## 第4章 地区づくりの基本方針

路樹による緑化や看板の規制などにより本市のイメージアップを図りつつ、商業・業務施設の集積を図り、にぎわいのある地域商業地の形成を図ります。

### ③主要幹線道路沿道

- 国道274号沿道において、街路樹による緑化や看板の規制などにより本市のイメージアップを図りつつ、主要幹線道路の沿道機能を活かした商業・業務施設や軽工業・流通業務施設を誘致し、うるおいのある沿道環境の形成を図ります。

### ④森林地域

- 森林については、森林所有者の理解を得ながら、守るべき緑地の指定などや、無秩序な乱開発の防止に努め、良好な自然環境の保全を図ります。また、市街地に近い樹林地などは豊かな自然を活かした、自然観察や野生生物とのふれあいの場として活用を図ります。

### ⑤農業地域

- 畑地を主体とした農地の保全を図るとともに、市民などが土にふれ、作物を収穫する体験ができる市民農園や観光農園などの都市型農業の展開により、農業者との交流が生まれる環境の創出を図ります。

## (2)都市交通体系の基本方針

### ①広域幹線道路

- 広域的な人や物の移動、近隣市町との連携を強化するため、国道274号の道路交通機能の強化を促進します。

### ②幹線道路・補助幹線道路・区画道路

- 大曲地区、西部地区との連携を強化するため幹線道路である市道大曲東通線、厚別東通などの道路機能の強化を図ります。
- 西の里白樺通、虹ヶ丘中央通などの補助幹線道路は、老朽化した箇所の適切な補修、改良など維持管理を行います。
- 区画道路は、市民生活に密着した道路として

順次整備を進めるとともに、適切な補修、改良など維持管理を行い、地区住民と行政が協力しながら、安全性や防犯性を高めるなど、歩行者、自転車、自動車が共存でき、歩いて楽しい道路空間の形成を図ります。

### ③歩行者・自転車道路

- 西の里公民館、福祉施設、地域商業施設など人が多く集まる場所を中心として、広くて段差のない歩道などだれもが利用しやすく、安全で快適な歩行者空間の形成を図ります。
- 近隣市町を連絡する広域的なサイクリング・ネットワークを形成するため、道道札幌恵庭自転車道線などの整備を促進するとともに、沿道に学習の森などの休憩施設や広場などのレクリエーション施設を配置します。
- 既存道路を活用して、地区内を東西に結ぶ歩行者や自転車道路のネットワークの形成を図ります。

### ④公共交通

- JR上野幌駅は、関係機関と協力しながら、周辺の自然景観との調和や利用者の利便性等に配慮した駅前整備のあり方について、検討を進めます。
- 地区内の移動の利便性や交流の活発化を高めるため、協働により、地区内の主要施設をネットワークする交通のあり方について検討します。

### ⑤道路空間の環境整備

- 通学路や病院、商業施設の周辺など歩行者の多い道路、また、自動車の交通量の多い道路については、優先的な除排雪や融雪の強化、信号機や標識の設置、街路樹のボリュームアップと適正な管理などを行い、道路の安全性や快適性、道路空間の憩いとやすらぎを高めます。

## (3)緑・水環境の基本方針

### ①レクリエーション空間

- 子どもが遊び、高齢者や障がい者が憩う空間

を創出するため、利用者である地区住民の参加を得ながら、西の里公園、虹ヶ丘公園など身近な公園のあり方を検討します。また、新市街地となる西の里公民館周辺に新たな公園の整備を図ります。

- 北広島レクリエーションの森などは豊かな自然を活かした、自然観察や野生生物とのふれあいの場、市民の交流の場として活用を図ります。
- 水と緑にふれられ、地区住民が交流する場を形成するため、野津幌川については、JR上野幌駅前整備に合わせて地区住民の協力を得ながら木や花による植栽など、河川環境を保全しながら、うるおいのある親水空間の創出を図ります。

### (4) 都市景観の基本方針

#### ①市街地景観

- 住宅地は、地区住民が中心となって街並みづくりのルールを定めるとともに、木や花による緑化を進め、個性や生活文化が感じられるような住宅地景観の創出を図ります。
- 国道274号や厚別東通の沿道の地域商業地については、にぎわいが感じられる街並みの形成を促進します。
- 市街地内にあつて主要幹線道路である国道274号の沿道は、本市のイメージアップを図るため、木や花による緑化、建築物や屋外広告物の色彩などのルールを定め、うるおいのある都市的な街並みづくりを進めます。

#### ②自然・田園景観

- 市街地の背景となり季節感を演出する森林や樹林地の保全を図るため、開発の抑制に努めます。
- 郊外の主要幹線道路などの沿道については、本市のイメージアップを図るため、樹林地や農地の保全、木や花による緑化、屋外広告物の規制などにより、うるおいのある景観づくりを進めます。また、豊かな眺望が楽しめる眺望ポイントの周辺環境の整備を進めます。

## 西の里地区方針図

